

提出用

給与支払報告書
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

| | |
|-----------------------|-------------------|
| ※ 処 理 事 項 | 1.現年度 2.新年度 3.両年度 |
| | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------|-----------------------|------------|-------------------------|----------------------|-----------|--------------------|---|------------------------------|
| 国見町長あて | | 給与支払者 特別徴収者 義務者 | 氏名 (名称) | | | 事業者(指定)番号 | | | |
| 令和 年 月 日提出 | | | 所在地 | 〒 | | 法人番号 | | | |
| 給 与 所 得 者 | | | | 円 | | 連絡者 | 係・氏名 | | |
| 受給者番号 | | | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | | | 異動年月日 | 年 月 日 | |
| 個人番号 | | | | (イ) 徴収済額 | | | 異動の事由 | 1.退職 5.死亡 2.転勤(職) 6.住所誤報 3.休職 7.その他 4.長期欠勤 () | |
| 氏名 | | (旧姓) | | | 令和 年 月から 令和 年 月まで | | | 異動後の未徴収 税額の徴収 | 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 |
| 給与の支払を受けなくなった後の住所 | | | | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 円 | | 退職時までの 給与支払額(※) | | |
| 新 勤 務 先 | 名称 | | | | | | 円 | | 控除社会 保険料額(※) |
| | 所在地 | | | | | | | | |
| | 連絡者 電話() 番 | | | | | | | | |
| 新勤務先で 月分より徴収する旨連絡済です。 | | | | | | | | | |

◎異動があった日の翌月10日までに提出してください。

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人の未徴収税額は一括徴収してください。

※退職した年の属する1月1日以降退職時までの支払金額と控除額を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、下記の欄にも記載してください。

| | | | |
|--|------|-----|--|
| 一括徴収の理由 | 徴収予定 | | 一括徴収した 税額は <input type="checkbox"/> 月分 (月 日納入) と合わせて 納入します |
| | 予定日 | 予定額 | |
| | 円 | 円 | |
| 1. 異動が令和 年12月31日まで 申出があったため (月 日申出) | ・ | 円 | |
| 2. 異動が令和 年1月1日以降で 特別徴収の継続の希望がない ため | ・ | 円 | |
| 異動者 | | | |

| | |
|---------|------|
| 摘要(連絡欄) | |
| | |
| 処理事項欄 | 課税台帳 |

○異動届の提出について

納税者（受給者）に退職、転職等の移動があった場合は、早急に”異動届出書”を提出してください。この届出書の内容に誤りや提出の遅れがありますと、あなたの事業所の当該月の月割額に差額が生じ、過不足額の照会や督促状の発付など、ご迷惑をおかけすることになります。

なお、現年度に特別徴収をされていない方についても、12月から1月に提出する給与支払報告書の提出後に異動があった場合は、必ず”異動届出書”を提出してください。（提出が無い場合、次年度に特別徴収の対象となる場合があります。）

- (1) 提出期限 異動日の属する月の翌月10日まで
- (2) 提出先 国見町税務課 〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
- (3) 異動のあった人の税額の徴収 異動日の属する月まで必ず徴収してください。

※記入例については、国見町ホームページ(税務課町民税のページ)をご覧ください。

※”異動届出書”についてはこの様式をコピーして使用するか、国見町ホームページ(税務課町民税のページ)からダウンロードしてご利用ください。

○一括徴収について

現年度1月1日以降に退職された方については、最後の給与等の支払の際に必ず残りの税額を徴収してください。

なお、12月31日以前に退職された方についても、一括徴収にご協力ください。

(6月において一括徴収の希望があった場合は、その月に一括徴収してください。)

○転勤、再就職、年度途中で就職された方の特別徴収について

- (1) 転勤、再就職される方の特別徴収

転勤、再就職される方についてはあなたの事業所から新しい勤務先へ、その方の月割額、徴収開始月等について申し送りされますようお願いいたします。

- (2) 年度途中で就職された方の特別徴収

新規採用及び年度途中で就職された方で特別徴収を希望する場合は、希望者から”住民税普通徴収納付書”を回収し、”普通徴収から特別徴収への切り替え届出書”と合わせて提出してください。（なお、4、5月の切替の場合は、”住民税普通徴収納付書”は必要ありません。）

ただし、納税者の中には、納期限の関係から特別徴収できない場合もありますので、その際はご了承ください。

○死亡退職の場合

退職者と同様の手続きとなります。

ただし、普通徴収の場合は、残りの税額は相続人が納税を継承することとなりますので、摘要欄へ相続人の記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

(不明の場合は記載の必要はありません。)

国見町 税務課 課税係
〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7
電話(024)-585-2778(直) FAX(024)-585-2181